

資格確認書 交付申請書

令和 年 月 日 (申請年月日)

日本レストランエンタプライズ健康保険組合 御中

下記の理由により「資格確認書」の交付を申請します。

1. 被保険者名

記号	番号	勤務先事業所名	氏名

2. 交付対象者名

氏名	続柄	生年月日
		年 月 日

3. 資格確認書の交付申請理由等について ※該当するアルファベットに○をつけて下さい。

(1) マイナンバーカードについて

- A. 対象者はマイナンバーカードを持っていない。※(2)へ
- B. 対象者はマイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証としての利用ができない。※(3)へ

(2) マイナンバーカードを保有していない理由について

- A. 対象者は新生児のため、個人番号がなくマイナカードを作れない。
- B. 対象者は高齢のため、マイナンバーカードでの受診が困難なため。
- C. 対象者は障害等によりマイナンバーカードでの受診が困難なため。
- D. 対象者はすでにマイナンバーカードを返納したため。
- E. 対象者はマイナンバーカードを紛失したため。

マイナカード紛失日 → (年 月 日)

マイナカード紛失届受理番号 → ()

※交番へ届け出た時にもらった受理番号を記入してください。

- F. その他 ()

(3) マイナンバーカードを持っているが保険証利用ができない理由

- A. マイナカードを持っているが保険証利用登録をしていない。
- B. マイナ保険証の利用登録を解除したため。
- C. マイナカードの電子証明書有効期限が切れたため。
- D. 個人番号が未登録のため
- F. その他 ()

【裏面】

資格確認書の詳細 ※下記については国の指導等により規定しました。

1. 交付申請書について

- ①交付申請書には必ず事実をお書きください。マイナンバーカードを保有しているにもかかわらず「マイナカードを保有していないので資格確認書を申請する」など虚偽の申請をした場合には、確認書交付を見合わせる場合があります。
- ②令和6年（2024年）12月1日以前に健康保険証の交付を受けた方については、令和7年（2025年）12月1日まで保険証による受診が可能です。該当される方は、1年間は資格確認書の交付申請はご遠慮ください。
- ③資格確認書を紛失した場合は、当該交付申請書ではなく「資格確認書滅失再交付申請書」を記入の上ご提出ください。
- ④資格確認書の有効期限が到来した場合（または近いうちに有効期限が到来する場合）には、交付申請書を再び提出してください。

2. 資格確認書の交付について

- ①資格確認書の発行にあたっては、健康保険組合で「マイナカード保有状況」を確認したうえで発行の是非を決定します。したがって交付申請書提出から発行まで1週間から10日ほどお時間を頂く場合があります。
- ②資格確認書の有効期限については、以下の通りとします。
 - ・新生児については原則として生年月日から3ヶ月を経過した日が属する月の月末日までを有効期限とする。
 - ・新生児以外の交付対象者（令和6年12月2日以降に加入した場合に限る）は、原則として取得日または被扶養者認定日から1年6ヶ月を経過した日が属する月末日までを有効期限とする。※但し75歳誕生日まで1年6ヶ月未満の該当者を除く。

3. その他

- ①資格確認書の有効期限内に資格喪失された場合は、必ず同確認書を会社へ返却してください。また資格確認書を滅失した場合は「資格確認書滅失再交付申請書」を「滅失届」として、旧確認書の代わりに提出してください。
- ②有効期限が到来した（または到来間近の）資格確認書を更新したい時は、再び交付申請書を提出していただきますが、その際には旧資格確認書を返却する必要はありません。新しい資格確認書を受け取ったら、旧資格確認書を廃棄してください。
- ③資格確認書の交付・郵送については従来通りとします。